

# 博士論文審査結果要旨

題目： “Essays in industrial organization” (産業組織に関する研究)

氏名： 小川 昭

本博士論文は、地域経済に於ける産業政策の役割という統一テーマを、大別2方向から理論的に考察した業績で、その時事性と汎用性とのバランスの良さは、産業組織論に於ける諸研究のうちでも一際優れていると言ってよい。先ず論文前半(第2章)では、地域経済に於ける寡占的な商業立地の内生性を、比較静学的に明らかにし、それを社会厚生最適立地と比較する。ここでは所謂「過剰参入定理」等と異なり、商業立地の集積(agglomeration)と分散(separation)の何れに加担するインセンティブが過剰となるかについて、単調な結論が一般的には得られない事を示す。この事は、例えば一昔前まで我が国で広く施行されてきた所謂「大店法」が、既存商業地への集積を抑制する政策効果をもたらすことの経済的是非や、その反動であるところの近年の立地法改正が逆に新規商業地開発の郊外移転を抑制することで集積を促進することの経済的含意を論じるに際し、何れの方向にも偏らぬ分析が必要であることを示す。論文後半(第3・4章)では、政策の施行の一方法として、単なる規制に留まらず、社会厚生をその目的関数(の一部)に据えた公企業が実際にその産業に参入し、民業との間で展開する所謂「混合寡占」を比較静学する。価格(Bertrand)競争か、数量(Cournot)競争か、或いは民間企業が内資(その利潤は国内厚生の一部を成す)か、外資(利潤が国内厚生に貢献しない)か、により、公企業が販売価格や数量といった戦略的意思決定を民業に対して先導(Stackelberg leadership)すべきか否かが論ぜられる。本論文の貢献は、単に既知の理論的成果を補完するのみに留まらず、近年隆盛な民営化論議の正当性如何を検証するに必要なマイクロ経済理論的な前提認識を扱ったものとして注目に値する。

斯く本論文は、その理論的貢献、時事的・政策的有用性の両面で、価値の高いものと認められる。

本博士論文の構成は以下の通り。

第一章 概説

第二章 An analysis of retailers' location choice

第三章 Price Competition in a Mixed Duopoly

第四章 On the Robustness of Private Leadership in Mixed Duopoly

## 各章の概要

### 第一章

経済格差の拡大が懸念される昨今であるが、地域経済を考える上で、この問題には両義の含意がある。一面それは、中央と地方の間の経済格差の問題を含み、地域経済全体の発展的振興が目される。同時にそれは他面、地方経済内部に於ける格差の問題をも含み、よりミクロ的な突っ込んだ分析が望まれる。

### 第二章

寡占企業が集積立地と分散立地の何れを選択するかは、集積による集客力向上と競争激化との得失により決せられる。本章では、地域間の移動費用という意味での距離を軸に、比較静学を行なう。先ず距離が近ければ、立地に関係なく各企業（店舗）が全地域の消費者を商圏内に収めることができるので、企業戦略として立地は無差別となる。距離が中程度の場合、各企業は他地域の消費者を商圏内に組み入れるには移動費用を考慮して価格を下げる必要に迫られるが、もし各地域に地場企業が割拠している場合だと、その地域の消費者を他地域企業が「奪う」には価格を大幅に下げねばならず、商圏争奪戦が激化するのに対し、全企業が一地域に集積し他地域に地場企業が無ければ、他地域の消費者を惹きつけるのは比較的容易で、そのための価格の引き下げは小幅で済むため、企業にとっては高価格維持の目的で集積立地が有利となる。しかしもし距離が遠く、地域間の商圏拡張が望み薄な場合は、一企業ずつ各地域に割拠し地域独占を布くことのできる分散立地が明らかに有利となる。

次に厚生面から言えば、地域間の移動費用距離が中程度の場合、分散による価格廉化が望まれる事は言うまでもない。逆に地域間移動費用の比較的高い場合でも、もし集積立地で激しい価格競争が起これば、他地域も全て商圏に組み入れられ、全体として厚生の上昇する可能性もある。

### 第三章

公企業と私企業の混合寡占に於いて、公企業が販売価格を先決して私企業が後決する場合、逆に私企業が先決して公企業が後決する場合、同時決定の場合、を比較静学する。製品差別化の無い寡占では、均衡に於いては全企業が同一価格をつけるが、よく知られているように、均衡として維持され得る価格は、同時手番（不完全情報）寡占では一意に定まらず一定の幅を有する場合があるのに対し、逐次手番（完全情報）寡占では一般に一意に定まる。

先ず民業が内資の場合、民業が価格付けを先導すると、公企業は民業を圧迫しないよう配慮するため、結果的に民業同士の Stackelberg 均衡と比較してより高価格が維持される場合が（一定の費用パラメータの下に）存在する。従って同様の効果は、民業が外資の場合にはその利潤が国内厚生に貢献しないため現れず、均衡価格は必然的に民業のみの Stackelberg 均衡価格以下に抑えられる。民業先導以外の手番の下でも一般に、民業が内資の場合の公私混合寡占の均衡価格は、民業が外資の場合のそれより低くなることはない。

このように、国内厚生をその目的関数とする公企業は一面、民業内資への利益保護をもその目的関数の一部とする故、この要素が支配的となるようなパラメータ環境の下では却って競争制限的な行動を顕わし逆効果を招致しかねない。公企業による寡占産業政策に於いては、この点を須らく警戒し、民業内資の利潤のみならず消費者厚生をも損なわぬような配慮が望まれる。

#### 第四章

前章と同じく混合寡占を扱うが、本章では数量競争の場合に注目した均衡分析を行う。既存研究により、民業寡占の場合には、Stackelberg leader になる方が Stackelberg follower になるより有利で、各企業は先導を目指していち早く数量決定することが支配戦略となるため、結果的に支配戦略均衡として同時手番が選択される。公私混合寡占だと、民業が先導し公企業が後手に回る均衡が存在する。更に、公企業が民業利益を十分顧慮することが先見的に周知している場合、斯かる公企業が先導し逆に民業が後手を待つ均衡が副次的に存在するも、これは先述の民業先導均衡に risk dominate される。

## 評価

本博士論文は、地域経済振興を論ずるにあたり重要な謂わば車の両輪であるところの（一）地場産業全体の育成、（二）域内の地域別商圈再編、という二面をミクロ経済理論的に分析する、との頭書の目的を、比較的短い紙幅にも拘らず簡潔に達成した佳作である。

先ず後者の域内商圈の観点を扱ったのが、同論文前半の第二章である。一昔前までの所謂「大店法」が、実は在来の中心商業地から顧客を奪い、その空洞化に資している、との指摘が近年の研究により実証されてきている。法改正により最近では逆に、新規商業地の郊外立地のほうを抑制する政策が施されている。このように（特に我が国に於いて顕著な傾向として）商業立地に関する法規整が専ら在来商店街の利益保護を旨として発達してきたのに対し、本章における理論的発見は消費者余剰をも含めた社会厚生全体としての観点から、例えば「顧客を奪う」という意味に於ける商圈争奪競争が必ずしも憂慮の対象となるべきであるとは限らず、寧ろ分散・集積の何れの立地パターンが競争促進的で、何れが競争制限的となるかはパラメータに依存するのだ、という警鐘を鳴らすものである。

本章はその理論的性格ゆえ、現実の地域経済なり地場産業なりがどのようなパラメータの下でどのような立地パターンを社会的最適としているかを計測する実証的なマニュアルを用意するに到ってはならず、あくまで理論的な政策提言に留まっている。その実行面については、将来の研究を待たねばならない。しかしこのことは、本章における理論的貢献の有効性をなんら否定するものでもなければ、その価値を減殺するものでもない。

次に、寡占産業全体の効率化という側面で、公企業の役割を論じたのが本博士論文後半の第三・四章である。寡占に於ける手番の選択、わけてもその内生如何に関わる理論モデルは研究史上、既に相当数が考案され研究し尽くされた感があるが、現実経済に目を向ければ、そのような手番選択が尤も意味を持つと考えられるのがこの公企業対私企業といういわゆる混合寡占の文脈に於いてであろう。即ち、公企業が政策意図を以て生産量や価格といった戦略的意思決定を先導したり、或いはこれまた意図的に民業にその先導を委ねたり、という選択は比較的容易に政策変数として操作可能と考えられるからである。そのような選択自体を政策手段として捉え、その厚生上の含意を論じた本論文は、寡占政策、わけても世紀を超えて論ぜられてきたところの **publicly provided private goods** の理論に一石を投ずる、眼の着け所の良い貢献と言ってよい。

総じて本博士論文は、その理論性・政策性のバランスよい貢献のみならず、将来の研究へ向けた発展的課題に富み、それは即ち著者・小川氏の研究者としての将来性の証に他ならない。斯かる評価を以て、審査委員全員一致にて本論文を博士（経済学）の学位授与相当と認定する。

審査委員	松村敏弘
同	田淵隆俊
同	澤田康幸
同	神取道宏
同	主査 佐々木 弾